

荻野吟子賞規程

(目 的)

第1条 日本女医会荻野吟子賞は、日本女性として初めて公に医師の資格を与えられた、荻野吟子の偉業を称えその名を永久に伝え、以て女性の地位向上を図ることを目的とする。

(対 象)

第2条 同賞は、独自の活躍をもって、女性の地位向上や市井の医療に著しい貢献をした女性医師（原則として一名）に与える。

2. 同賞を受賞したことのある者、及び日本女医会吉岡弥生賞を受賞したことのある者は、応募することはできない。

(表彰方法)

第3条 表彰は定時総会の席上において会長が行い、賞状、記念品及び副賞を授与する。

2. 副賞は5万円とする。

(選考委員・選考委員会)

第4条 選考委員会は、7名（会長、副会長、庶務部担当理事、外部委員）の委員をもって構成し理事会で決定する。その任期は日本女医会役員任期と同じとする。委員長は会長とする。

2. 選考委員会は、候補者について書類選考し、別に定める審査基準に基づき、受賞者を決定する。

3. 選考過程で、さらに外部アドバイザーを選定し、意見を得ることができる。

4. 候補者の親族及び推薦者は選考委員になれない。なお、選考委員に欠員が生じたときは理事会の互選により選出する。但し外部委員に欠員が生じた時は新たに外部委員を理事会で委嘱する。

5. 外部委員への報酬の支給については定める内規による。

(応募方法)

第5条 応募には、日本女医会員による推薦が必要である。

2. 応募者は所定の申請書類（履歴書・推薦状）を期限内に提出する。

(規程の改廃)

第6条 この規程を改廃する場合は、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、日本女医会が公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。

参 考

「日本女医会荻野吟子賞」は、1885年に荻野吟子が 公許女医第1号に認定されてより100周年を迎えた1984年に制定された賞である。

(平成26年3月19日改訂)

(平成29年2月18日改訂)

(令和4年7月16日改訂)

(令和4年11月19日改訂)